

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(水道・病院事業会計)

(令和3年9月13日)
〔第1日〕

審査内容

議案第 51 号	令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について...	4
議案第 52 号	令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について.....	4
議案第 53 号	令和 2 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について....	17
議案第 54 号	令和 2 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について.....	17
議案第 55 号	令和 2 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について....	17
議案第 56 号	令和 2 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について..	28

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	川下 武則	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	久保 繁幸	委 員	田川 浩
委 員	竹下 泰信	委 員	松崎 近
委 員	西田 辰実	委 員	山口 一生
代表監査委員	山崎 朝彦	事 務 局 長	今田 徹
書 記	針長 俊英		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	每原 哲也
会 計 課 長	山崎 浩二	環 境 水 道 課 長	川崎 和久
健 康 増 進 課 長	野田 初美	太良病院事務長	井田 光寛
財 政 課 財 政 係 長	江口 薫	環 境 水 道 課 環 境 係 長	池田 直道
環 境 水 道 課 簡 易 水 道 係 長	福田 嘉彦	環 境 水 道 課 水 道 係 長	山口 武徳
健 康 増 進 課 保 険 係 長	西村 壽真	太良病院経営管理係兼医事係長	中野 浩輔
太良病院経営管理係員	宮崎 達也		

以上 26 名

午前9時27分 開会

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さん改めてですけど、おはようございます。

今日は決算審査特別委員会を開催しましたところ、委員の皆さんにはお忙しい中に出席ございましてありがとうございます。

本日から3日間決算審査委員会を、町が執行した各事業について審議をしてもらいたいと思います。またその成果がいいほうにいくように、またこの決算審査を踏まえて執行部のほうにアドバイスとかいろいろ御意見とかを賜われれば幸いかと思っております。各委員には事前にこの資料を配布しておりますので、ある程度の勉強はできているかなと思っております。積極的な御意見と質問をよろしく願いして、それでは審査を始めさせていただきますしたいと思います。

ただいまの出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

お諮りします。お手元に決算審査特別委員会の議題を配布しておりますので御覧ください。

本日はこの議題の2. 付託議案審査案件の②の議案第51号から⑦議案第56号までの4つの特別会計と2つの企業会計合わせて6つの案件を審査し、採決いたしたいと思います。第2日目、第3日目には①の議案第50号、一般会計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、本日は4つの特別会計と2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定いたしました。

ただいまから審議に入りたいと思います。

お諮りいたします。ただいまから特別会計の審議に入りますが、漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計及び水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計及び水道事業会計を一括して審議することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計の2つの特別

会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 52 号 令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の 208 ページから 259 ページまで、行政実績報告書では 80 ページから 89 ページまでの一括審議に入ります。

議案第 51 号 令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 52 号 令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明については、簡潔にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○健康増進課長（野田初美君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手をもって発言を求めてください。委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をよろしくお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○竹下委員

報告書の 81 ページの後期高齢者の医療特別会計ですけれども。その歳入について、今回の収入済額で 7,858 万 5,000 円ということになって、昨年よりも 283 万円ほど増えております。一般会計からの繰入金についても 5,345 万 6,000 円ということで、平成 31 年と比較すると増えております。一般会計からの繰入金については、これについての基準ていうか、限度額あたり定められているのかどうかお尋ねしたいと思っております。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

ちょっと勉強不足で基準については今お答えすることができませんので、確認させていただいて、後ほど御報告したいと思います。すいません。

保険料の増額につきましては、後期高齢の保険料に関しましては、住民の皆様方にもパンフレット等を差し上げているんですけど、こういった住民さんのほうにしおりのほうをお渡ししております、この中に保険料の基準が載っております。対象者の所得要件というのがございまして、これが令和2年度から、今まで8割、8.5割とか7.75割になっていたのが7割ということで厳しくなったというような、減額の割合が。それに応じて保険料としてお納めいただく金額が対象、被保険者の方から上がったということで理解していただいてよろしいでしょうか。

○竹下委員

そういうことで一般会計の繰入金が増えてきたということですか。被保険者からの保険料が増えてきたから、それを補うために。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

その件に関してなんですけれども、一般会計繰入金のほうと保険料は別でございまして。

先ほど課長のほうから保険料の軽減の分なんですけれども、令和元年度から、それまで8.5割軽減とかっていうのがかかっていたものが、所得が33万円以下でかつ被保険者全員の各種所得がない方については、令和元年度8割から令和2年度には7割になってます。それと、それ以外の方の33万円以下の方が令和元年度8.5割から令和2年度7.75割に変わっております。話を聞くと逆転現象が起きているのではないかと、所得がゼロの人が7割軽減で33万円以下の方が7.75割になりますので、その部分で所得がゼロの方に対してよりも0.75割33万円以下の方がより優遇されているような状態に見えるんですけども、こちらについては、年金生活者支援給付金の対象にゼロ円の方はなってるんですけども、33万円以下だけの人は給付金の対象にはなっておりません。そういった関係で、令和元年度については8.5割でそのままの、段階別に7.75割に一旦して、その後令和3年度に7割にするというふうなことが決まっておりますので、逆転現象は起きているんですけども、給付金の支給がある方については7割軽減。もともと制度開始時点で、この33万円以下の人については一律7割軽減というふうな形になってたんですけども、ずっと特例措置のまま来てまして、令和元年度くらいからずっと調整をして軽減をずっと下げていこうという形になっておりますので、令和3年度につきましては、33万円以下の人については一律7割、とあと5割軽減、2割軽減というふうになっております。それであと保険料も改訂されておまして、賦課限度額が62万から64万に上がっているのと、均等割額が5万1,800円から5万2,300円に変わっております。所得割額も10.6%に令和2年、3年に変わっております。保険料につきましては2年ごとに見直しを行うとなっております、令和2年度がその分でそれぞれ増額になっているのも影響しております。あとその保険料の軽減の分も低所得Ⅰの方が8割から7割に軽減の割合が下がった、低所得Ⅱの方が8.5割から7.75割に変わったということで、それぞれの軽減額の変化を見ると386万ほど上った

ておりますので、そういったものも影響しているのではないかと思います。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

竹下さん、分かりましたか。

○竹下委員

今の保険料の分の説明と（「一般会計繰入金の」と呼ぶ者あり）一般会計が上がってましたですね。……一般会計の……例えば被保険者の負担になりますよとか。そういう取り決め事項とかどんなのかかなと思ってから聞いたんですけど。なるべく被保険者の負担金については少ないほうが、払うほうはそのほうがいいんですけど、町の財政ていうのもあるじゃないですか。だからその辺の兼ね合いていうか。

○健康増進課長（野田初美君）

ちょっと調べましたところ、一般会計からの繰入金は事務費の繰入金と保険者基盤安定繰入金の2つに分かれているんですけども、昨年度のそれぞれの数字がよく分からないもので、どうもそのいずれかが上がっているのではなかろうかと思っておりますので、ちょっとやっぱり確認をさせていただきます。申し訳ございません。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

はい、ほかに。

○松崎委員

82 ページの後期高齢者のほう支出の部分ですけど、この連合納付金を、この表の分とはり灸、一般会計繰出金、これを歳出総額から引くと、八十五、六万数字が合わないんですよ。だからこれは内訳として別にあるのか。あるとすればどういうことなのか。

○健康増進課長（野田初美君）

すいません、今御質問の内容は、（1）の納付金と（2）のはり灸負担金と（3）の一般会計への繰出金の総額が支出済額に合わない。

○松崎委員

じゃあ、算数で言いますね。（「はい」と呼ぶ者あり）81 ページの歳出総額1 3 3 4 5 2 引くこの四角の1 3 1 0 8 0、その下はり灸の5 2 3、それから次の一般の9 9 1、これを引くと85万8,000円差額あるような気がするんですけど。これは何か連合納付金だから別にあるのかな。あるとすれば、この……どういうことを意味するのか。それを。大したあれじゃないけど。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

この中で挙がってないのは、決算書でいうと220 ページの諸支出金の還付金及び還付加算金は入っておりません。あと総務費ですね。

○健康増進課長（野田初美君）

主なものの掲載でございますので、（1）、（2）、（3）の合計が支出済額に合わないとい

った状況になってるかと思しますので、決算書のほう御覧いただいて、照合していただければ分かるかと思しますが、申し訳ございません、そこまで確認が今できません。

○松崎委員

制度とか何かの問題じゃない。算数の問題。

○田川委員

毎年聞いているので聞きますけど、太良町の後期高齢医療についての1人当たりの医療費ですよ。昨年は、31年度まで事前に聞いてもらいましたので102万ていうことで聞きましたけど、令和2年度の数字出たら教えてもらってもいいですか。

○健康増進課長（野田初美君）

それでは、御準備しておりました。令和2年度の国保連の医療費ですけれども、昨年は、細かい数字を申し上げますと、102万2,743円で、令和2年度が102万6,917円でいうことで、4,000円程度アップしております。

以上でございます。

○田川委員

多分佐賀県内でもこの数字ていうのは、金額としては低いほうに入るんじゃないかと思はれますけど。去年も言いましたけど、佐賀県自体が1人当たり医療費が高いということで、平成30年度いいますと全国6位ですよ。なぜかしら1位の福岡県を先頭に、九州地区ていうのが、去年申しましたけど非常に高いと。宮崎県を除けば、皆さん全国平均の94.3万円を上回っていることで、去年私のほう、何でこういうふうになるのかなていうことでお聞きしたと思はれますけど。それで、多分九州ていうのは、病床数多いと、病院の数多いということも一因なのかなということを課長おっしゃってました。それで、私のほうでも分析してみるということだったんですが、その後どういふふうに分析されているのか。それを聞かせてもらっていいでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

委員おっしゃるとおり、今おっしゃった以上の分析はできておりませんが、やっぱり病床数が高いていうのははっきりと言われてまして、ここが問題になっているところだ、問題といいますか課題であるていうことで、この病床数を減らすという方向で今、調整するという方向で国が計画を立てて進んでおります。再編するていうことで、不必要な病床数を減らして、本当に必要な病床数を整備するというのが国の計画として、これが2018年くらいから6年計画ですと進んでおります。太良町としましても、町立病院がございまして、町立病院の病床数が今後どうなるかというのを病院のほうで以前ちょっとお話をした時に、不安に思っているていうことを言われておりました。やっぱり同じ保険料、都道府県によっていろいろなんですけど違いますけれども、同じ保険料をかけて、同じ病気を治すときに医療費が高いていうことは考え次第なんですけど、より高度な医療をし

なければ病気が治らないという考え方もありますし、病院が整ってて高度な医療がかけられるから病気が治るといったいろんな考え方がございますので、西高東低ていうこの医療費が果たして下げていくにはどうしたらいいかていうのが、多分国を通して全体での課題になってるかと思えます。佐賀県は令和2年度も高くて、4位でございました。ずっと高い状況が、全国的には90万台でございますので、福岡県、高知県も実はとても高くて、九州内で低いところは宮崎県と沖縄県。沖縄県と宮崎県が病床数が少ないのか、少ない医療で安い医療で病気が治っているのか。その辺ちょっと分からないなと思っておりますので、引き続き勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○田川委員

そして最後になりますけど、後期高齢者については。後期高齢者、今県の広域連合でやっておられることで、会議録等ちょっと見てみました。それで令和2年度に関しましては、大きな事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業ということでやってきたいということが書いておられましたけど、これは、令和2年度から市町へ委託して実施するていうことだと思いますけれど、これは後期高齢者に移るときに、各種保険から国保とかから移って来られるんですけど、そんなときに保健事業がうまくやってないとかやり切れてないとか、あとフレイル対策が後期高齢者に対してやっていないとか、そういった問題を解決するためにやるということだったんですけど。本町はそれに対してはどんなことを令和2年度やられたのか。またその効果ていうのはどうだったのか。いかがでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

一体事業に関しましては、高齢者の皆様が日常的に過ごされる地域に出向いて、老人会等に出向きまして、フレイルの話をしたりとか、介護保険のお話とかして、包括支援センター等の共同作業として考えておりますけども、実はコロナウイルス感染症の影響で、これも令和2年度計画しておりました老人会に出向くとか、家庭訪問等もあんまりできなかった状況です。この令和3年度に関しましても同じような状況でして、計画は立てておりますけども、感染対策をできるだけ整えながら、感染対策をしながら教室に、昨年度で五、六か所、1桁、本当に少ない数、老人会等に出向いた実績でございます。あと家庭訪問等もなかなかどこにウイルスがいるか分からない状況では、ちょっとなかなか高齢者さん、大分予防接種も進んでまいりましたけれども、こういった状況の中では、現在足踏み状態という状況でございます。

以上でございます。

○副町長（毎原哲也君）

先ほどの松崎議員さんの件についてなんですけど。決算書の219ページに、218、219、220、221ですけど、ここの最終を見ていただいたら分かるんですけど、納付金が1億3,108万円ということで挙がっていて、はり灸負担金が52万3,000円、それから一般会計の積立金が99万1,000円ということで、この3つが、合計の1億3,345万2,000円足りないじゃないかとおっしゃってる部分なんですけど、これについては、総務費のところの一番最初の上に書いてある支出済額の75万4,970円と、それから町繰出金の109万4,559円、この分が入っていないということで合いません。だから主なものをここに書いてあるんですけど、この2つが抜けている。それで合計額が……そういうことです。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

松崎さんいいでしょうか。

○松崎委員

いや、だから合わないから、それはそれで説明を受けたから、違うやつはだからどういう意味ですかで聞いている。

○副町長（毎原哲也君）

その2つが漏れているということですね。

○町長（永淵孝幸君）

その主なやつ。

○副町長（毎原哲也君）

主なやつが……御理解お願いします。

○財政課財政係長（江口 薫君）

今の副町長の答弁で、うちのが、この行政実績報告書を財政係のほうから各課に掲載をお願いするんですけど、その際に、主なものということで、一応歳出については、概ね50万円以上を載せてくださいと。歳入については10万円以上。ある程度の目安をあらかじめ財政係のほうからお伝えして、それが一応原則なんですけども、あとは各課の判断で、金額が小さくても重要なやつは載せてくださいというような形で今しておりますので、決算、その金額と合わないというのが、この後期高齢に関わらず、ほかに全ての会計についても同じことになっておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

今財政課のほうから言われたとおり、1円まできちきちっとしとけば一番よかでしょうけど、そこまで細かくできないということでしてますんで、そこら辺よろしく頼みます。

ほかに質疑ないですか。

○議長（坂口久信君）

前のずっと後期高齢の田川君の話で、国保医療の佐賀県は102万円か、急激に上がると

るですね。先ほど課長が言うように、後期高齢者の高度医療が増えたということね。そしてやっぱりジェネリックかな、普通の薬品を後期高齢者でもジェネリックに変えたりとか、ジェネリックは60%、70%したか、あいどんが、結構その薬品も新薬ば、結構患者さん……どんくらい持って行きよるか分からんごたっ状態やっけんが、その辺もちょっと言えば、何かな、病院とか薬局とかで、何て言うかな、余分にやらんごと、そして在庫の残らんようにしていくてな格好でしたいなんだりしながら工夫はしよるわけないどんが、やっぱりまず後期高齢者の高度医療たいね。そこが一番金のかかるていうなことたいね。どこまでば我々も後期高齢者になろうでしよっけん、死にとうはなかけん高度医療はするわけですけど、どこまでせんばいかな。やっぱり全部ばせんば、しよっけん現在の状況なりよっわけばってんさ。そういうところ途中1回、がんの投薬の値段の下がったて、ちょっと下がった時もあったいなんかした部分もあつとばってんさ。1番肝心なのは、例えば80、90になっても高度医療ばしたいないたいしよってことたいね。私んときはそいけん80、90まで生きらんやろうばってん。生かさんでもらう、高度医療にかからんごと頑張りますので。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

そいば言いたかったんね。

○議長（坂口久信君）

そいば言いたかったと。いやいや、そのね、やっぱりそがんとで結構金のかかりよる。

○竹下委員

未収金について、国民健康保険税で未収金の明細をもらってますけれども、未収金について、未収金の7ページです。未収金についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども。

31年度末と令和2年度末の未収金の未納額を聞きますと、全体的に減ってはおります。しかし、平成27年度分から非常に未収金が年度別に見ると、大変深くなっております。この辺について、理由はどうなのか、またその未収金の徴収についてはどのようにされておるのかお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

今御意見いただきました7ページの未収金明細書については税務課のほうを担当しておりますので、詳細については、健康増進課の国保係については後期高齢者の分の未収金は御報告しておりますけど、すいません、この件の詳細については、すいません、御報告、申し訳ございません。

○久保委員

その未収金じゃないですけど、81ページの令和2年度の未納者が3名あったと言われてますですね。その金額は幾らくらいなるとですか。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

7月末現在で3名の13件、未納額が18万600円ございます。この分についてなんですけども、一番大きい方が15万の方が1人おられまして、毎年年度明け、大体6月くらいとかにお支払いに来られる方なんですけれども、今、今年も4月くらいにその方が御相談に来られまして、6月くらいに払えるからということで対応してたんですけれども、今連絡が取れないので、今週末くらいで再度訪問したりして未収金の解消に努めたいと思っております。

○久保委員

18万6,000円くらいがあるということで13件。1人で何で15万円の金額を未納で。その内容理由は。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

確定申告時に所得これだけありますということで申告されたものに対して保険料の賦課をさせていたものですので、その金額になっていると。

○久保委員

そんだら、1年でこんだけの金額になるていうこと。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

はい。

○久保委員

そんだら、ちょっと待ってね。もう3回なるばってんが。その上の自己負担割。3割減と現役並みの所得、1割の低所得者とがあっですよね。その上のページの一番上のやつ。そのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、こういう人は何名いらっしゃるのか。また低所得者Ⅰ、Ⅱ、これはいらっしゃるのか。数が分かれば教えてください。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

80ページを御覧いただけますでしょうか。行政実績報告書80ページでございます。

ここに被保険者の状況ということで、被保険者数の全体と、うち現役並み所得者のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、それと低所得者のⅠとⅡ、あと一般ということで内訳を記載してしております。

○久保委員

ということは、数は幾らやそしたら。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら数は幾らねて。おいは数ば聞きよるとよ。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

現役並み所得者については34名。うち低所得については881。うち一般の方が973名ということになっております。

○久保委員

こい全部足したとで973やろうだい。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

すいません。低所得者は総数が 801 名。

○久保委員

801 名。そして一般が。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

973 名。

○健康増進課長（野田初美君）

一番下の。被保険者の状況の。

○久保委員

そいぎ 1,808 になると。

○健康増進課長（野田初美君）

はい、合います。

○田川委員

国保の行政実績報告書の 87 ページ。保険給付費の年度別給付状況というところで、先ほど課長説明されましたけど、令和 2 年度に関しましては、件数が減っているのに関わらず費用が上がっているということで、1 件当たり費用額も保険者の負担額も上がっているんですけど、これは何でそうなっているのか。

○健康増進課長（野田初美君）

我々としましても、件数、日数が上がっているのになぜ費用が上がって、1 人当たりが上がったのかっていうの、深くは調べられなかったんですけど、内訳を見たところ、前期高齢者の方の入院費がかなり上がっておりました。国保の医療費は、実は 9 月 3 日に速報値が出ておりますけれども、その速報値によると、ちょっと金額がこれ違いますけど、42 万 8,109 円で、20 市町中 18 番目に、下から 2 番目くらいに低いです、国保の医療費は。ただ、全体がそうなんですけど、内訳を見ますと、前期高齢者の方の入院費が真ん中くらい、20 市町村中 11 位ということで、そこが原因ではなかろうかと考えております。外来とか歯科が一番低いんですけど、なぜか入院だけは 65 歳から 74 歳の方トップなんです。その病気を見たら、循環器で脳梗塞だったりとか癌の肺癌が多かったりとか、今のところそういう状況が確認できております。

○田川委員

速報値で 42.8 万ということで、国保の医療費ですよ、年齢調整後の医療費というのは、ここずっと佐賀県全国 1 位ですよ。その中で、佐賀県で下かもしれませんが、全国的に見ると、全国平均 36 万ちょっとくらいですので、まだまだ高いかなと私は思っております。それで、太良町の特徴として、何年前ですかね、五、六年前、私、国保ベースを見た場合に、高血圧の方が多いということを聞いておりました。それからいろいろ改善策など

をされていると思いますけれど、最近のデータ的には、国保ベースでそういった方というのはどんな。その時は県で一番パーセントが多かったかなと思いますけど、直近ではどうなのか。……まずそれどうでしょうか。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、高血圧は太良町はいまだに一番高い。治療されている方もしてない方も、やっぱり一番高血圧の患者さんが多いデータが出ております。それに対しましても、担当課としましても、これは何とかやっぱりしなければいけない。直接の死因にはつながらないかもしれませんが、高血圧があるために、脳梗塞を起こしたりとか、腎臓のほうにきて人工透析になられたりとか、いろんな要因、糖尿病も最近増えておりますので、そういった病気がやっぱり太良町の特徴にはなっております。高血圧としましては、うちの担当課も何とかしたいということで、いろいろ特定保健指導、国保の方になります、これはもう国保の方に限らず、社会保険の方も何でも全体的に改善しないといけないところではあるんですけども、特定健診の後に尿中の塩分濃度を測定したりして、1日にあなたはこれくらいの塩分を取られてます、平均はこれくらいです、これだけ多いですよといった文書をまたお返しして、食生活、塩分を改善していただきたい、そういった保健指導の工夫をやっております。

以上でございます。

○田川委員

昨今コロナ禍で大変でしょうけど、そういったことをコツコツやってもらいたいと思っております。最後になりますけれど、医療費というのは年々、日本でいいますと40兆円からずっと上がっておりまして、四十二、三兆にまた上がってきておりますけど、これを抑制するためには、早期発見、早期治療ですよね。健康診断に行ってもらって、早く重症化する前に治すと。もう一つが薬価ですね。薬価を抑えると。薬を抑えるということで、さっきも議長からジェネリックという話も出ましたけれど、ジェネリックを推奨していくことを国としてはやってると思いますけど。昨年この決算委員会のほうで、保険証のほうに、ジェネリックをお願いしますということで意思表示できるようなシールがあるということを知りましたが、これは、今は希望者だけに配っているということですかね。それとも例えば保険証やるときに一緒につけてやって、別にですね。これを自分がよかったら貼ってくださいとかそういうふうにしてやっているのか。それはどうなんですか。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

ジェネリックのシールについてお答えいたします。

ジェネリックのシールについては、被保険者証の更新時期に7月に一斉配送しますけれども、そのときにつけております。あと転入とかで新たに資格を得たときに保険証と一緒に

にジェネリックのシールとか、今ですとマイナンバーに登録しませんかということとか、そういったものを口頭で御説明をいたします。

○田川委員

ぜひ今より目立つような感じで、積極的にそれは貼ってもらえるように、その方がよろしければ貼ってもらえるような体制をぜひ取ってもらいたいと思います。

以上です。

○西田委員

先ほど自己負担金が3割で現役とかまた所得のある方はということになってましたけれども。低所得者の中でも生活保護を受けてる方がいらっしゃいますよね。そういった方の負担金というのはないんですね。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

生活保護の方に関しては、国民健康保険、後期の対象にはならないので含まれておりません。

○西田委員

太良町で大体何名くらいいらっしゃるんですか。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

すいません、生活保護については個人情報の保護の関係もありまして、全部こちらのほうでは把握はしておりません。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

町民福祉課のほうですか。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

そうです。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

町民福祉課の時、聞いてってください。

○西田委員

はい。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○久保委員

85 ページの収入の件なんですけど、今後も国保財政の実情を理解してもらい、短期保険証の発行を有効に活用しながらということなんですけど、今年度の短期発行は何名になるか。これで収納を100%を目指してきたわけね。どんだけ発行して、どんだけの活用されとっとか。その辺の内容を。

○健康増進課長（野田初美君）

39名でいらっしゃいます。短期証の発行39でございます。

○久保委員

39世帯。

○健康増進課長（野田初美君）

39世帯です。

○久保委員

これで幾らくらいの収入が増えているのか。ここであなた方は100%を目指してきたけど、100%達成しておられますか。

○健康増進課長（野田初美君）

収納率に関しましては、先ほどの御説明の時に全体で95.17%ということで100%ではございませんけど、県下ではかなりトップということで申し上げましたけれども、この数字をできるだけ100%に近づけたいということと、短期証の発行に関しましては、やっぱり保険料いろいろ御事情があってお納めできない方もいらっしゃいますので、そういう御相談があった場合には、医療はどうしても必要ですので、そういった実情に合わせて少額でも納めていただいて、短期的に1か月とかそういった保険証を発行するという意味合いのものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○久保委員

少額でいったら幾らのこと。最低金額。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

これにつきましては、少額ということで、もう1,000円くらいからでも納めていただいたときには、1か月とかという形でお出しします。ただ、納税の交渉の手段としてしてる部分はあるんですけど、やっぱり必要ないという時期とかに来られることが少なかったりとかあるので、その部分も短期証関係なしに納税相談とか自宅訪問とかして、何とか収納できるように努力していきたいと思っております。

○久保委員

1,000円納めていただいて、薬価が1,000円で済むのか医療費が1,000円で済むのか。医療保険税等々が反対に増額になるとじゃないと、1,000円くらいなら。なりませんか。仮に、1か月分の薬ばもらいんしゃった、または診療を受けんしゃった。そいばってん1,000円やって短期を証書ばもらった。そしたら反対に増えるっちなかなか。違うかな。その辺は十分勘案して、今後の進め方でやってください。もう答えは要りません。私、病院にかかっておりますので分かりますので。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

私も久保委員さんのおっしゃるとおり、1,000円で、やっぱり均等割額が基準が決められてるとおり、やっぱりそれくらいはないと駄目ですよということでさせてはいただいて

いるところなんですけれども、少額でも納めていただいたときに時効が止まるんで、そういったものもありますので、少しでも徴収すると。本当だったら、100円でも200円でも納めていただいたら、それで時効止まるんです。そこまでしたいところではあるんですけども、やっぱり100円でいったら督促手数料くらいの金額になるので、納めれる金額を納めてください、今持ってる金額を納めてくださいという形で話はさせていただいております。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

よかですか。

○久保委員

仮に、その方が死亡なされればどがんなるですか。残額は。未収金。不納欠損で処理するわけ。

○健康増進課保険係長（西村壽真君）

対象者の方が亡くなられたときには、相続に基づいて相続の方に請求するような形になります。また御家族とか一切おられない場合については、不納欠損で落とすしかないのかなというふうには思っております。

○議長（坂口久信君）

もう住みよい町であって、住んでもらいたいという町でもあつとやっけん、少々のごことは、赤字くろうがなんしようがやっていけばよかったいね。いつ何どき、我々もそがん人間になるか分からんとこれ。

○健康増進課長（野田初美君）

一言。実は短期証の発行に対しまして保健師として遭遇する場合がございます、そういった場合、既に入院されて実は保険証を持たない、収入もない、でもどうしても自宅には帰せない、医療を継続しなければならぬというときに、短期でも本当に少額でも保険証を発行して、何とか治療を継続していただくという、そういうケースが年間には何件かやっぱりいらっしやいまして、国民皆保険ではございますけれども、保険料当然払うのが必要なんですけど、この保険料という意味合いでは、皆さんで助け合っというところもありますけれど、この医療、命をつなぐ、健康を守るという点で、短期保険証のほうは今後も活用させていただきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。

異議なしと認めていいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 52 号 令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について終わります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので採決します。

これより、議案第 51 号及び議案第 52 号の 2 議案一括して採決いたします。議案第 51 号 令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 52 号 令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 2 議案は、原案どおり認定すべきものに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 51 号及び議案第 52 号の 2 つの特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

議案第 53 号 令和 2 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 54 号 令和 2 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 55 号 令和 2 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

次に、議案第 53 号 令和 2 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 54 号 令和 2 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の 260 ページから 289 ページまで、行政実績報告書では 90 ページから 94 ページまで、及び議案第 55 号 令和 2 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

行政実績並びに事業実績について、関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○環境水道課長（川崎和久君）

《漁業集落排水特別会計の行政実績の概要説明》

○環境水道課長（川崎和久君）

《簡易水道特別会計の行政実績の概要説明》

○環境水道課長（川崎和久君）

《水道事業会計の決算報告の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

今 3 つの説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

質疑の方ありませんか。

○竹下委員

漁業集落排水特別会計についてお尋ねしたいと思います。

行政実績報告書の 90 ページです。この中の歳出の中で、⑤に経営戦略策定の業務委託料というのが 107 万 8,000 円ですけれど挙がってますけれども、この委託料の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

総務省のほうから、今後大量に更新時期を迎える機器類とか、人口減少に伴う使用料の減少に伴いまして、総務省のほうから経営戦略の策定の要請が来ております。それに基づいて令和 2 年度策定をいたしたところでございます。内容につきましては、投資資産といたしまして、施設及び設備の投資の見通しとか支出、また財源試算、財源の見通し、収入を均衡させた投資、財政計画、収支計画を内容とする経営戦略となっております。

○竹下委員

この内容を、ほかの業者に委託したということですか。委託料となっておりますが。

○環境水道課長（川崎和久君）

外部のコンサルに委託を行っております。

以上でございます。

○竹下委員

前年度に機能保全の計画策定の業務委託料ということで513万7,000円ということで挙がってますけども、これとは関係ないということによろしいんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

令和元年度に機能保全計画を策定いたしております。この計画につきましては、計画対象期間を50年としたスパンで、施設の更新時期を踏まえて、こういった割り振りで支出していくかというような計画を立てていただいております。

以上でございます。

○竹下委員

関連性はないということですね。

○環境水道課長（川崎和久君）

そうです。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

同じページ90ページの④に処理場管理委託料282万2,000円というふうにあります。この管理者とこの282万2,000円を出したその算定根拠を教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

先ほどの処理場の管理委託料ですけど、まず竹崎浄化センターの発電保守点検業務のほうを委託しております。その分と竹崎の排水処理施設保守点検管理業務といたしまして、くみ取り業務のほうをし尿くみ取りの業者の事業所の方に、委託を上期と下期に2回委託を行っている状況でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

この金額に至った算定根拠。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

見積りをいただいて、うちのほうで入札のほうをいたしております。算定につきましては、見積り依頼となっております。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

282万2,000円ですが、昨年が279万3,000円、2万9,000円ほど今年度が増えとるわけですね。これは次のページの加入同意世帯が昨年より2戸増えとっと。その辺との関係はありますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

その2戸増えた関係性はございません。

以上でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

こい毎年、入札というか業者選定は、毎年しよるわけですね。

○環境水道課長（川崎和久君）

昨年度までは入札で行っておりました。今年度から、各公共施設につきましては区割りといえますか、業者さんをもう入札じゃなく公共施設で割り振って、浄化槽関係につきましましては維持管理をして行うという形に変わっております。

以上でございます。

○田川委員

同じ漁排で91ページ、2番の加入世帯とかいろいろ書いてありますけれど、加入世帯につきましては、2年前と比べて2戸ほど増えております。接続世帯も2戸ですね。それで、これは地道に接続世帯を増やされた結果だと思えますけれど。それで休止世帯というところが2年前が12戸だったのが、15戸になっております。この休止世帯というのは、どういった家庭といえますか、ところが休止になっているのか。またこれが休止ということは、再開される可能性もあるのか。それはどうなんでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

今御質問されました増減につきましては現在把握しておりませんが、開始されるかどうかにつきましては、今後接続された持ち主さんも状況によって、その辺は開始されることも考えられると考えております。

○田川委員

休止される状況、把握しないとか、どういうことなんですかね。例えばもう出られたとか、一時的に出られたとか、そういうことじゃないんですか。それは普通把握しとつてしよ。

○環境水道課環境係長（池田直道君）

田川委員の質問にお答えします。

休止時も申請をしていただきまして、例えば施設に入るとか一応聞き取りをしてるんですけど、全てを把握してるわけではありませんけども、状況はそれぞれ申請書に出してもらっているところです。

○田川委員

全部とは言いませんけど、こういった傾向のところは休止になっているか聞いたかっただけなので、また調べとってください。

それと90ページの歳入についてのところ、一般会計の繰入金金が4,200万ほどなって、使用料700万ちょっとということで、ほぼ繰入れのほうで賄っている状況ですよ。それで私、総務省からの要請ですよ、公営企業会計の適用拡大ということで、人口3万人未満の市町でも、簡易水道でありましたり、こういった集落排水につきましては、令和5年までに公営企業会計のほうに移行することが必要だということが載っておりました。総務省ペーパーで。これについては、それは令和5年までに本当にしなきゃいけないものなのか。

またこういった一般会計繰入金がこんなに、基準つきました、いっぱい多数占めているのに、それで通るものなのかですよね。基本的には公営企業会計というのは、それだけで、独立採算性ですので、通るものなのか。そこら辺はどういうふうになっているのか。いかがでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

田川委員のおっしゃったように、令和5年度までにつきまして、特別会計から企業会計に移行しなさいというような国の方針でございます。太良町につきましても、漁業集落排水また簡易水道の特別会計につきましても、その期限をめどに業務のほうを進めている状況でございます。実際漁業集落排水につきましても、一般からの繰入金をこれだけいただいて事業が賄われてる状況でございますけど、国のほうもこの企業会計に移行した段階でどのようなうちのほうに指導になるか、今後、県のほうと打合せをしながら、方向性をまた検討したいと思っております。

○山口委員

簡易水道のほうなんですけども、ある大浦地区の方が、今年8月の雨が長く降った後に、水の味がちょっと何か違うみたいな話を聞いて、私あんまり分からないので、敏感な人なのかと思ったんですけども。町のほうで、何か水道水の雨が降った後の安全性ていうか、何か異常な数値が出てるとか、もしそういうのがあれば、何もなければ、変わりなくあれですよというのを伝えるんですけど。何かそういうのが把握されているものがあれば教えていただきたいと思っております。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

水質の点検につきましては、日々行っております。また、今回の長雨のときも、職員が水源地等に出向いて、水質のほうの安全性を確認してるところでございますので、その水質については、この長雨でも問題ないと担当のほうは考えております。

以上でございます。

○山口委員

検査をされてる項目ていうのは大体どういう、日々、毎日検査をされている。

○環境水道課長（川崎和久君）

日々の点検につきましては、色度、濁度、残塩濃度でございます。それと月1回、上水につきましては51項目の水質検査を外部委託でやっております。

以上でございます。

○山口委員

はい、分かりました。じゃあ、多分勘違いだろうと。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

水道事業会計決算書の 11 ページの中で質問をしてみたいと思いますが。

3 番の業務。業務量の中で、有収率があると思います。これは毎年ていうか、この有収率の問題は出ると思いますが、この有収率、平成 30 年度には 84.98%、31 年度には 82.66、令和 2 年度に至っては、80%を割って 79.19 というふうに書いてあります。これは、送水管もろもろを点検あるいは漏水調査あたりをして、本来ならば有収率というのは上がっていくのが当然だというふうに思いますが、こう急激にどんどん下がってきたのは、何が原因なんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

原因につきましては、やはり経年劣化した送水管の破裂による漏水が原因ではなかろうかとは、担当のほうでは推測しておるところでございますが、令和 2 年度に有収率が落ち込んだ原因としましては、糸岐水系のほうの漏水が大きくこれに原因としてなっていると環境水道課のほうでは推測しているところでございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

そうすると、その漏水箇所もろもろが分かって、改善策として今年度着手する予定ですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

工事につきましては、一応漏水の頻繁に起こる箇所を限定して計画的に今行っておりますので、この漏水の管路の更新がある程度延長としてつながっていけば、漏水も少なくなってくると想定しておるところでございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

今度、来年度また同じように決算委員会あると思いますが、この令和 3 年度で報告できる有収率 80%を上げる、80%以上に上げれる自信は課長おありですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

80%に上げる自信というか、お約束はできませんが、担当としても、日々漏水の修理、また調査に日々邁進しまして、有収率の向上に努めていきたいと考えております。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

この係長は山口君やろう。（「はい」と呼ぶ者あり）山口君のあいば聞かんばやろうだいな。課長はもう上おって、偉そうにしとるばかいどんば。山口君、答えてみて。

○環境水道課水道係長（山口武徳君）

漏水に関しては、どこで漏水してるのか、今個々で小さいのが漏水が増えて、そこを特定することがなかなかできない状況です。そこで、管路のここの区間が一番漏水が多いな、頻繁にあってるなというところを今重点的にしてるんですけど、またそこを直せば弱いところの管に圧がかかるので、そこにまた漏水が発生していったら、もうちょっと今たちご

っこというか、そういう感じになってますので、なるべく早めに場所を特定できたらいいんですけれども、道の上に上がってきたら早急にできるんですけど、やっぱり道の中で流れていっているのがなかなか探せてない状況なので。今所賀委員さんが言われていたように、なるべく有収率はやっぱり上げていかないといけないと思っております。

以上です。

○竹下委員

同じく有収率の、簡易水道特別会計についての有収率が93ページと94ページに報告書に挙げてあります。簡易水道のほうを見ると、伊福のほうは、31年度が94.83%から90.81ということで、4ポイントほど下がっております。中尾については、前年が80.64から79.40ということで、1ポイントほど下がっております。ほかの地区については、例えば大浦地区については76.41から83.59ということで、7ポイントほど上昇してます。蕪田につきましても65.22から69.29でことで、4ポイントほど上昇してます。ほかの地区も僅かですけれども、ポイントが上がってます。94ページの飲料水供給施設を見ると、これについても、大川内が96.83から95.62に下がっております。山根については73.90から71.70ということで、これも下がっておりますけれども、ほかの地区については全部プラスになってます。多いところは板ノ坂辺りもプラスになってますし、大野辺りもプラスになってます。この辺プラスになった要因とマイナスになった要因をどのように分析をされているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

このプラスになった要因につきましては、漏水修理によるその効果と判断しております。やはり、こういった小さな地区につきましては、使用量ていうのが少ないので、一旦その漏水の修理を行えば、ある程度有収率は上がってきます。この有収率が下がった地区につきましては、反対に使用量が少ないので、漏水を、やっぱり発見から修繕まで期間がかかればそれだけの量が漏水しますので、それによる影響と考えております。

以上でございます。

○竹下委員

特に大浦地区あたりは、先ほど言いましたように、76から83.59ということで7ポイントほど有収率が上がっております。これについても、やっぱり取り組んだ工事の結果こうなったていうような判断、理解でよろしいんですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

元年度とか工事をしてないんですけど、やはり漏水修理の効果なのかなと判断してるところでございます。

○議長（坂口久信君）

簡易水道も水道事業も一緒ばってんが、この簡易水道のあいについては、図面ばぴしゃっと引けよということで、もう何年か前か言うたと思うばってんね。その辺の図面ばまずできているのか。そして、配管工事あたりがどことどこと済んでるのか。まだ残ってる部分がどのくらいあるのかを教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

工事が終わってから、庁舎内のシステムの中で、一応工事の終わった部分の箇所管路の修正を行っております。それと、どれだけまだ更新をしていない管が残っているかといいますと、今現在、概算ですけど、更新が終えた管路が2万5,000メートルくらいございます。それを総延長から差し引きますと、すいません、先ほどお答えしました2万5,000につきましては、耐用年数を迎えた管路の間違えでした。すいません。更新が残っている管路につきましては、現在まだ把握していないところでございます。

○議長（坂口久信君）

我々は何ていうかな、どうしても漏水があつたりなんかいすっけん、伊福も同じこと、3億か幾らかかけて一遍にしたわけたいね。漏水のあすこが70くらいしかなかったけんが、一般会計から繰り出してやらんばいかんよていうなことで。そいけん、常時やっばいその地区、地区のあいばもう、ちょこちょこしよつてもどうにも、あっちこっち漏れたいなんかするけんが、できるだけならもう1か所、1か所確実にこう、配管のあっちこっち入りたいとかなんとか蕪田もしかりばってんが、何かしとったけんが、ぴしゃっとしてしてくれと。そして図面を、やっばいここにぴしゃっと管が入るとるよというなことをぴしゃっと把握しとかんぎとさ、何回しても同じことのような状況じゃどがんもされんけんていうなことでしたわけたいね。そいけん今回も、例えば何箇所あつか知らんばってんが、その地区が有収率の悪かような状況であれば、金も必要かばってん、個々にしよつても、またあっちこっちがほげたいなんかいするよな状況やっけん、一遍にするならする、修繕なら修繕でいく、一遍でするときはするていうような格好でしていかんとき、もういっちょん変わらんごたっ状況でごっつい言われんばいかんたい。そいけんやっばい計画的に、この地区が悪かて思えばやっばい、そりゃ上司とも議会とも話しながら一遍にかけてしていかんことには、何ていうかな、ネズミのあいと同じこと、そいけんそこんにきは今言うごと、配管がどんくらいあって、どのくらい例えば新しゅうなとるのか、古いのがどんくらいあるのかば分からんぎと、古か有収率の悪かよなところは、やっばい町全体で考えて、議員も一緒ばってん、議会も考えて新しくせんばいかんじゃなかね。そいけんそがんとこば、皆さんたちは計画ていうかな、そいばやっばい立ててしていつてもらいたかなと思うとばってんが。その辺については町長よかですか、答弁ば。

○町長（永淵孝幸君）

今、議長言われて、昨年もやったと思います。集落的に遅く、まだ5年とか何か先まで言いよったところを、一般会計から繰り出して早めにしていくような話でしたので、担当にはそういったことで話はしております。ですから、例えば飲料水供給施設にせろ、簡水施設にしても、どの部分、この今言われるごとと、総延長が幾らあって、どの分が済んで、まだ未施工部分がこのくらいあって、多分有収率が上がってないんだろというなあれがあれば早めにして、そりゃ一遍に何億ていうような繰り出しはできんにしても、何千万かずつは出して、二、三年のうちにやはり有収率を上げていくということはしにやいかんと思いますので。そういったことで担当と協議をしながら進めたいと思います。

○議長（坂口久信君）

そいけん、担当課はぜひやっぱい計画を持ってさ、せっかくあんた、幾ら努力しても報われんじゃのうして、やっぱい報われるような状況ばつくって行って、この地区はそんない執行部、町長と話し合いしながら、ここはあいやっけんここからやりましょうとか、二、三年かけて、伊福は3年くらいかかったかな、そういうかけ方をしてさ、していかんぎといかんぢゃなかかなと思うけん、ぜひその辺の努力をしてください。よろしく願います。

○久保委員

もう伊福は工事終わったとよね。

○環境水道課長（川崎和久君）

はい、終わりました。

○久保委員

そいで、去年と今年と有収率をしたら、何で工事完了後にこんだけ減るとかな。去年 94. 幾らやったて書いてあるけど、今年が 90. 81 ですか。これ原因は何。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

今回、令和2年度、伊福地区の有収率が落ち込んだ原因としましては、給水の給水管ですけど、本管からの給水管の引き込みがございます。その給水管の漏水が今回この有収率を下げた原因でございます。

以上でございます。

○久保委員

4. 幾らてやっけんが、大分こりゃ漏れとつとじゃなか。早うから分かつとじゃなかですか、こんだけ漏れよつとやったら。分からんやったですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

先ほどうちの係長も申し上げておりましたけれど、やはり給水管が半径が小さく、どうしても漏水の量も少量ですので、その路面上に上がってくる水が出てこなければうちのほ

うも対応できないような状況でございましたので、今回発見から修理に至るまでの期間に長くなり、漏水の量が増えたということでございます。

以上でございます。

○久保委員

せっかく工事完了の後やけんね、そういうのは十分あなた方も注意して見とってくれたらよかつちやなかかな。これは要望しますので。

○議長（坂口久信君）

もう3年かかって新しくしたところの、ちょっとばい、そがん工事ばだいがしたか知らんばってんが、こりゃ補償とかなんとか何もなかとやろうばってんが、そぎゃん早う漏水するような状況じゃどがんされんとやなかかなと。せっかく何億でんかけて有収率の悪かけん上げとってさ、今言われるごと4%も幾らも流れるような状況じゃどうにもならんけん。その辺のもうほんなごてさ、お願いしますよ。

○環境水道課長（川崎和久君）

昨年度、今御説明しました給水管の管路につきましては、伊福の工事の区域というか、伊福の工事の中には入ってございませんで、また旧管のままでございましたので。

○議長（坂口久信君）

意味の分からんとばってん。もうそりゃ小分けしてしとつとやろうばってんが、その区域に入とらんやっただていうとは、そんない修繕しとらんやっただてことね。そこの配管辺りは新しゅう替えとらんやっただてことね。

○環境水道課長（川崎和久君）

すいません、区域じゃなくて、そこの管路につきましては、管路の更新の中に含まれておりませんでした。そういうことでございます。

○竹下委員

水道事業会計についてお尋ねしますけれども。

1ページからずっと決算の報告書がありまして、8ページに事業報告書ていうことで経営収支の状況ていうところが詳しく説明されてます。この中で、今年度の事業収入は5,200云々ていうことがありますけれども、この言葉の使いようですけども、事業収益というとは、1ページに事業収益という言葉があるわけですけども、57999の330ですね、あるわけですけども、この内容の経営収支の状況の文章でいくと、52809242ていうのが、3ページの損益計算書のほうからきてるわけですよ。それで、言葉の、この事業状況の説明の文章が非常に紛らわしくなって、どこを見たらこの数字が出てくるのかていうのが少し分かりづらんです。ですから、ぜひこの言葉の使い分けをきちっとしてもらいたいと思います。損益計算書からもってきてありますので、損益計算書の言葉を使ったほうがいいんじゃないかろうかと思っておりますので、ぜひそこら辺については整理等をお願い

いしたいというふうに思います。

○環境水道課長（川崎和久君）

決算書の作りがこういった作りになってるんですけど、今後、先ほど委員おっしゃいました内容を含めて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○竹下委員

例えば、先ほど言いましたこの事業収益の5,280万くらいの数字については、この損益計算書の一番上の営業収益プラスこの77万3,069円の諸収益の合わせた金額が計上してありますよね。ただこれをそのまま読んだら、この1ページの事業収益かなというような気がするんですよ。そこに目がいきますので、そここのところの文章の表現をぜひ検討してもらいたいと思います。見やすいようにですね。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第53号及び議案第54号の2議案を一括して採決いたしたいと思います。議案第53号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和2年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案は、原案どおり認定すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。議案第53号及び議案第54号の2つの特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定するものと決定しました。

次に、議案第55号 令和2年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和2年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定しました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（川下武則君）

次に、議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

事業実績について、病院事務長の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に移りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手をもって発言を求め、委員長の許可を得て、決算書及び審査意見書のページ数を言ってから、質問をよろしく願います。

質疑の方ありませんか。

○松崎委員

8ページと9ページ、貸借対照表。流用資産は、現預金の現金のこの15億はどういうふうな運用の仕方なのかされているのか。それが1点と、9ページの長期前受金で、今期は4億5,000万くらいですけども、残高が約1億8,200万。これは長期前受金は、いつになったら消えるのか消えないのか。今後とも増えるのか。その辺を……。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず8ページの流動資産の中の現預金ですけど、現状運用としては何も行ってはおりません。1億8,300万ほど減債積立金に積立てております。積み立てることになります。それと9ページの長期前受金。

○太良病院経営管理係員（宮崎達也君）

長期前受金についてですけども、対象となる資産を捨てる時に、それと同時に同額の長期前受金と長期前受金の収益化、累計額ていうのがそこからマイナスになって消えていくこととなります。

○松崎委員

いや、だから今後これは残高が1億8,400万なってますよね、9ページ。これは、次の期、つまり今期消えて、そして毎年そういうのは減価償却のあれだったら、毎年繰り返して償却費の分を前受けに全部振り替えているんですか。

○太良病院経営管理係員（宮崎達也君）

はい、そうですね。減価償却費の割合に合わせて、どんどん長期前受金の収益化累計額ていうのが増加していくという形になっていきます。

○竹下委員

11ページの事業報告書にもありますけれども、この一番下の（経理）というのがありますけれども、前年度より増額とか減額とかということが書いてありますが、これがマイナスの場合に増額になってみたりしてますけど、このプラスのときも減額になっていたりしますけども、これ修正する内容ではないかというふうに思いますけどいかかですかね。例えば訪問看護ステーションの事業収益については、マイナスの197万9,189円になってますけども、これ前年度より増額になっとつとですよ。減額にならんばというふうに思いますけども。下のほうも一緒です。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

すいません、そのとおりです。修正をさせていただければと思います。

○竹下委員

よろしくをお願いします。

それと3ページの後ろにも、第2項のところに補助金というのがありまして、補正予算額に1,630万3,000円ていうのがありまして、決算額で1,639万4,502円てことになってますけども、これはコロナ対策の補助金、補助金の内容をお願いしたいんですけど。その補助金の使い方についてはどうされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

資本的収支の部分ですけど、資本部分での補助金に対しては、県のほうから1,215万9,502円、資本勘定のほうに入れております。その他は、毎年の機器の購入とかの繰入れをいただいている部分になります。

○竹下委員

当初予算のほうはゼロになってますよね。当初予算でも幾らか上げとったほうがよかとやなかろうかというふうに思いますけども。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先ほど言いました県の補助金は、コロナ対策の分で全て当該年度要求したのになります。それと、先ほど繰入れて言ってしまいましたが、国保の会計補助金のほうでマイナンバーの導入システムなど、そういったものも当該年度に発生したのになります。そういったもので、その年度に12月かに補正をかけて購入をしているものがこのくらいになります。

○竹下委員

医療従事者のほうに、国からの補助金、県からの補助金とかきたやつもこの中に入っているという認識で……。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

当院の場合は、コロナの患者受入れ施設ということで、1人当たり10万の金額が入ってきています。その分に関しては、病院としては間に入って受け入れて、そのままその年に出してまして、特別利益と特別損失のところで1,430万を出し入れをしているだけで、ここには入ってないです。

○竹下委員

会計全体にも入ってないということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今まで説明してたのは、資本的収支のところで、先ほど説明しました、すいません、先ほど言いました5ページの損益計算書の中の13番の特別利益のその他特別利益1,430万、これになります。その分特別損失のほうに1,430万、もう出し入れしてるだけなんです。これ直接個人に支払いが無理かと大分、県にも尋ねたんですが、一旦病院に入れてくれということで、こういう処理をしています。

○田川委員

全体的なことを聞きますけれど、この令和2年度は、1年間コロナ禍で大変だったと思いますけれど、コロナ禍の状況で、特に都市部では医療従事者の離職という問題も、やっぱり大変ですので上がってきたと思いますけれど、町立太良病院におかれましては、例えば医師、看護師、OTさん、PTさん、またいろんな検査技師さんにおいて、そこら辺の離職ていうか、そこら辺は、このコロナ禍では、前と比べてどうなのか。そこら辺を教えてくださいませんか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

コロナが問題で離職したというスタッフはおりません。採用に関しても、来年度の採用も通常どおりの学校回りとかをしながら採用につなげておりますので、来年度も3名程、新卒等が入って来る予定です。あまりその辺では影響はないんですが、やっぱりコロナの対応として、病院来れた方お分かりと思うんですが、玄関先からトリアージをしたり、あとはワクチン接種には毎日10人くらいそこに3時間くらい関わったりで、大分疲弊はしているところはあります。でもその辺りは院長が先頭になって、今もう危機的状況なのでみんなで乗り越えようといったところで話をしながら進めているところです。

以上です。

○田川委員

そんなコロナ禍の中で、医業収入のほうもちょっと落ちていたということですけど、昨年ちょっと私が聞いたもので、MRIについて導入されてどうでしたかと、丸1年、昨年だから令和元年ですよ、平成31年どうでしたかと聞いた場合に資料がないということで、昨年はちょっと答えてもらえなかったんですけど、今年は答えてもらいたいと思うんですけど。どれだけの、できたらその前々年度ですね、前年と令和2年と利用実績分かればどのような実績が上がっているのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

平成31年度、令和元年度、合計の件数が1,167件。令和2年度はやはり落ち込んでまして860件になっております。30年度は3月から稼働してますんで24件、3月に撮影してるだけです。

○田川委員

丸々、コロナ禍でないときで令和元年度、平成31年度は1,167件という利用があったと思いますけれど。これが病院を経営する中で、数字的なちょっとあれば教えてもらいたいんですけど、どのくらいの利益ていうか売上げがあったのかというのは。なかったら、太良病院に対してこのMRIを導入したことによって、どういった効果、利益があったのかていうのを教えてもらいたいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

申し訳ありません、金額的なところは持ち合わせていないのですが、MRIを入れたメリット、一番の大きいところは、整形外科の疾患の中で、骨折、骨の中のほうまでしっかり確認ができて小さな骨折等も分かる、それと筋肉や組織の断裂など、靭帯の断裂など、そういったところまではっきり分かるということで、整形の診療の中では非常に重要な診断機器の1つにはなっております、MRIが入ってるってということで、患者の集客には大いにつながっているとは思いますが。収入的なもの付け加えますけど、撮影の件数的には、

CTの検査とMRI、うちのMRI一番下のクラスなので、点数一緒なんですね。そういった面では、CTのほうは10分くらいで検査終わったりするんですが、MRI30分くらいかかります。そういったところで、時間的な問題でもデメリットなんですが、患者様にとってはすごい診療の一つの利益にはなるのかなと考えております。

以上です。

○竹下委員

3ページの建設改良費が、当初予算で3,660万ほどで、決算額で5,493万6,810円になっています。この建設改良費のどういう内容をされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

決算書の13ページを御覧ください。

上のほうから建設改良を1つにまとめてありますけど、何かを作っているというものだけじゃなくて、工事とか購入する物品、そういういったのも入ってきます。このページに記載しているものがそこに挙がってくる金額になってくると思います。

以上です。

○竹下委員

そしたらその金額がこの工事費と購入と器械とありますけれども、それを合計した額で合ってくるということですかね、おおむね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

おおむね、はい、そうです。

○竹下委員

建設改良費の中にも先ほどの、もう一回質問しますけど、購入と器械の分もその中に入っているということですか。当初は、この工事と合ってくるのかなと思ったんですよ。2,000万くらいが一番上の2の工事費、これが建設改良費に集まってきて、ほかのところは備品の類いになるですたいね。ですから別かなと思ったんですよ。そういう理解でよろしいんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

もう少し詳しく書いてあるのが、27ページを御覧いただいてよろしいですか。

ここの固定資産購入費、器械、備品、その前の上の建物の改修費の請負工事費。ここの数字になります。

○竹下委員

もう1回よろしいですかね。27ページですね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

この資本的支出、27 ページの左側の建設改良費、合計が 5,493 万 6,810 円が資本的支出の決算額 5,493 万 6,810 円、ここが一致するというふうになります。その内訳として、13 ページのところに細かく書いてるような感じです。

○竹下委員

建設改修費と固定資産の購入費に分かれますということですか。はい、分かりました。

○久保委員

数字のところはちょっと聞きませんが、本年度、訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、これが若干ですが、マイナスになった要因は何ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ちょっと詳しい分析をしてもこれといったところがないんですけど、訪問看護ステーションについては、コロナの時に控えたりして回数が若干減ってるというところがあります。訪問看護に週 4 回行ってるところを 3 回にさせていただきますとか、一番緊急事態が出た当時、年度の始めくらい、そういったところの減ていうのは少しあるかとは思いますが。あと通所リハビリテーション、そちらのほうは、7 月末で今までいたスタッフが 4 名退職をしました。その時にちょっといろいろ問題がありまして、利用者を若干減らして立て直しを行っております。9 月、10 月くらいから人数もスタッフもそろえることができたので、また今、前と変わらないくらいまで利用者は増えては来ています。そういったところで通所のほうは大幅に減しているというところです。

○久保委員

一遍に 4 名も退職された理由。何かがあるんじゃないんですか。一緒にこんだけの方がお辞めになるていうことは。ないとですか。分かりません。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

1 つは経営方針に一番理解していただけてなかったのかなと思いますし、私たちもそれにうまく説明ができてなかったていうのもあるかとは思いますが。そこら辺は、もう大分話をしましたが、やはり通所リハビリテーション部門の運営というところで利用者さんを第一に考えたときに、今のやり方じゃちょっとつまらないからもうちょっとこういうふうにしましょうという経営側としての話を何度も幾度もしたんですが、それについてきてもらえなかったていうところがありまして、そういった中で話し合いの中、もう退職しますということだったので、それを受け入れて新しい体制に持っていったというところです。

○久保委員

そういう中で、純利益をこんだけ上げれる、今、副町長がここにおられますが、副町長が事務長あたりしてる時、毎年赤字の決算。またかいていう、こんだけ今のような状況を

あなたたちが努力しているんでこんだけの利益を出してもらったと思うんですけど。しかしながら、なくてはならない不採算部門。小児科、耳鼻科、そういうところのマイナス金額はどれくらい出ておりますか。まあなくてはならないところですからね。外科、小児科、耳鼻科、そういうののマイナス金額は幾らばかい出てますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

以前一度、部門の採算を説明させていただいたと思いますが、部門損益、支出の部分は診療科いろいろありまして案分させてもらってますが、診療科ごとにいきますと、数字を言ってよろしいでしょうか。（「それは知りたいです」と呼ぶ者あり）内科のほうが、これはもう補助金とかも入れての数字です、内科のほうが3,734万5,000円のプラスです。外科のほうが1,991万のマイナスです。次、整形外科が1億4,589万5,000円のプラスです。小児科のほうが、ここは人の配置を大分変えておりまして、74万のマイナスで済んでおります。すいません、ここはちょっと案分の仕方であれなんですけど、人を前よりちょっと減らしてるってことです、スタッフの数。それと耳鼻科が204万3,000円のマイナスです。先ほどから申してますように、ちょっと案分の仕方によって、これが全てとは言いきないんですが、患者の数であるとかスタッフの数、そういったもの、あと減価償却とかそういったもの全てそういう患者の数とかで案分したりしてますので、これが100%合ってるかて言ったら難しいところですが、一般的にされてるような案分の仕方ではやってるつもりです。

○久保委員

分かりました。なくてはならない部門ですからね。今後とも頑張ってください。

○田川委員

昨年この場で患者さんへの面会についてちょっとお尋ねしました。その時は、当時全く面会できない病院もありましたし、民間病院におかれましては、タブレットで決められた時間に面会できるということもございました。昨年事務長が話されたのが、近々タブレットを使って、決められた時間内で面会できるような体制を今テストするところだという回答でしたけれど、その後面会についてはどのようにされているのか。それはどうでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

面会については、昨年から引き続き通常面会禁止ということにしていますが、終末期の方とかの場合は、時間を決めて、場所を決めて、個室とかで面会をしていただいとるんですけど、あと先ほどのタブレットの面会はスタートしておりまして、そんなに数は多くなくて、今1台タブレット面会用にしてるんですけど、それで何とか回っているような感じです。

オープンで各家族さんの家からオンライン面会ができるというわけじゃなくて、病院の外来に来て、申し込んだ時間に来ていただいて、病院の外来のところでうちが用意したタブレットをその家族さんにお渡しし、病棟のほうでももう1台のタブレットを用意してますので、それで面会をしていただくというふうにしています。個人的にラインの面会とかそういうところまでは行っていません。そこフリーにしてしまったら看護のほうにすごく影響しますので、今は1台で運用してるような感じです。

以上です。

○田川委員

分かりました。それで先ほど事務長答弁の中で、マイナンバーカードに関するシステムを入れたと、構築したということを知りましたが、マイナンバーと病院といいますと、要するに保険証代わりにマイナンバーカードが使えると。先行して今年の3月くらいからやってるということもありますし、また今年の10月からは本格的にそれが導入されるということも聞いておりますけど、先ほど事務長が言われたマイナンバーカードのシステムというのは、そういったことなんじゃないかな。それとも別にあるんじゃないかな。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

委員おっしゃるとおりのシステムで、10月から本稼働する予定、まだ予定なんですよ。何度も本稼働しますし、何かデータがうまくいかなくて、できてない状況です。うちの病院も今電子カルテの入替えをしまして、それとまたきちっとひもづけをしまして、10月には稼働できるようにということで物と配線も全部準備はできてます。あとは国のほうとつなげるという設定だけです。そういう状況です。

○田川委員

じゃあもう町立太良病院は、10月からやる予定ということでよかですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい。

○山口委員

久保委員が聞かれてた訪問看護ステーションの4名退職された理由なんですけど、具体的にこの4名の方でどういうところに納得がいかなかったのかなど。教えていただきたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

訪問看護じゃなくて、通所リハビリテーションのほうなんですよ。1番は本当、ケアの仕方というところの方針の違いが1番です。よく聞かれるのは、給与面だの何だのとかいろいろ言われることはあるんですが、その方々は給与面での不満というのはそんな、あま

りていうかほとんど聞いておりません。ケアの仕方についての方針、方針ていうか、何て言うんですかね、今の介護のやり方として、見守りながら介護を行う、そういう利用者の方が家に帰っても自分でいろんな掃除、洗濯もできるように見守りながら介助を手伝うというケアの仕方ていうのが今の主流なんですね。今までの方々は、すいません、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、べったり何でもかんでもやってあげてた。利用者の方が通所リハに来られて、1から本当10までやってあげる。利用者の方はそれがすごくいいですよ。多分利用者はそうしてもらったらすごくいいんでしょうけど、その利用されてる家族の方からの不満ていうのは実際あります。家に帰っても何もしんしゃれんごとなつたと。そういうふうになっては本当困るんですね。通所リハビリテーションていうのは、本当元気に自分で活動範囲を広げてもらうために通って来てもらってますので、何もできなくなって帰すていう通所リハじゃ、今の時代にそういうことじゃいけませんので、その辺の説明を大分やったんですけど、なかなか変わることができなかったというところです。

○山口委員

分かりました。ちょっとそこの方針ていうか、何でもやってあげたいけども、本人の自立をもっと促したいというのがあるってことですね。

もう1つ聞きたいのが、さっき田川さんのほうからも質問があった、退職者がいるというか、その入替わりが、看護師さんとかその他……あるていうことなんですけども。コロナとかが始まって結構ストレスがたまっていると思うんですが、そういうメンタルヘルステいうか、そういうのを定期的に図るというか、メンタルヘルス診断したり、カウンセリングをしたりとか、何かかなりストレスのレベル高いと思うんですけど、そういうケアとかていうのはどうされているんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

毎年健診の時期と一緒にメンタルの診断もタブレットとかパソコンを使って行ってます。自分たちがペーパーでやってしまったら、その人のプライバシーにも関係しますんで、自分で入力してその結果を自分で見れて、ストレス性が高かったら当院の衛生管理者に連絡が来る、そういったシステムを動かしてますので、そういったところでストレス性の高い方はピックアップはできるようにはなってます。しかしながら、そう高いからと言って面談お願いしませんでしたケースは今のところないです。

○山口委員

メンタルが危なくなつて、相談する前に急に辞めちゃったりとか、そういうケースがあるってことなんですけど、相談してつなぎとめるって感じなのか。それとも急に私辞めますて感じで1人、2人ぱぱつとってしまう。その辞め方ていうか、それは今どんな感じなのか。かなりストレスが高い状態だとは思ってます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ストレスですぐ辞めるというのは、全くそこはないです。でも相談しながら、やっぱりちょっとストレスたまってどうしようもありませんって言って辞めた方も、今まで何名かはもちろんいらっしゃいます。でも今の、前年度とかやっぱり本当コロナで大変な時期で、みんな本当医療職としての使命感を持ってやってくれてるんだなと思ってます。ストレスで辞めるという例はなかったです。昨年はないです。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに質疑ないですか。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

決算書とは関係なかとですが、コロナ感染者のことで、町内で3名だったのが、ぐーっと増えて19名になって、これは全ての方一旦太良病院で受け入れて、それからどこかに搬送されたわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

当院で陽性判定した方は、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、5名だったと思います。コロナ陽性という判定、検査をして陽性判定したのは5名。それ以外は濃厚接触者として保健所が検査をして陽性判定をしてる。そういうので数が19名になってるんだと思います。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

じゃあ、例えばその5名は、太良病院に来られたときに、例えばどここの地区の方だったよといった把握できとると思うとですね。町長が言われとったとですけど、町民さんから陽性者はどこねて、部落までは聞かずとも、大字多良ね大字大浦ねて聞かれても、保健所も言われん、個人情報、県も言われんていうことで、我がも把握できとらんで。実際にはそうですから言わざるを得んとでしようけど。これには私個人的には思うとは、町のトップくらいは例えば大字大浦が何名だった、多良で何名だったくらいは知っっても、別にそれが個人情報保護云々に抵触するようなことじゃなかっていうふうに思うとですよ。例えば私油津ですけど、油津からとかそういうことはちょっと避けたにしても大字多良、大字大浦くらいは知っってもよかて思うとですけどね。事務長どがん思うですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

個人情報の保護の観点からていうことでしか私は発言はできないと思います。保健所のほうからも、うちで発生した5名はもちろん全部把握はできますけど、それを公表するこ

とは全くありませんし、保健所からもその他の方については一切病院のほうも聞いておりませんので、やはりその辺は個人情報の保護がしっかりされているんだと思いますので、公表とかはできないのかなと思います。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

何人かから、あんたたちはそんなくらい知っとかじゃていうことと、その方々は、せめて大字多良、大字大浦くらい分かれば、心配の度合いというですか、ああこいやっぱい外出控えんばとかなんとかていう心構えていうですか、そういったとにもつながっていくことであって、私は知ったほうがいいような気がずっとですよ。言いなさいとまでは言えんですけど。病院の判断がどうだったかなてことをちょっと聞いたかったんで。

○町長（永淵孝幸君）

議員が言われるとは分かってですよ。しかし県も教えん、そいで町立病院でされたて言うなて言われとつとば仮に私言われたけんで、私も町民からも、あんたが知らんてあったかいていう話も聞きます。しかし、ほんなごて何もこんと。FAXのごたつとで流れてきて、太良町何歳代の女性とか、もうそいだけです。もうそいより以上は、はっきり事務長が言うごと、やはり個人情報の保護だとか、知事も盛んに言いよっぱってんが、知ってしまえば、どうしてもその人を個人攻撃じゃなかばってんがする恐れがあるていうなごたつことと多分言うてなかつちゃろうと思います。ですから、私もあえて病院からそういうあいを言うなて言われとつとをね、分かったけんで私に教えらしたけんで、私もそいば言われる立場でもなかとやっけんが、その個人情報で云々て言われれば、もう言うなて言われることは向こうも守ってもらわんば、私はそれだけを私に教えろさて言うわけも私もいかんわけだから。そこは理解ばしてもらわんばいかんやろうと思います。病院も確かにどここの何てろさんが検査して陽性やったもんねて分かったけんで、言われんところが苦ししゃしよって思うですよ、立場上。そういう関係ですから、このコロナの出どころはどこかていうこと、これは言えません。実際私たちも何もなかわけやっけん。だから町民から聞かれたけんで分らん。

○太良病院事務長（井田光寛君）

もう町長言われたとおりになんですけど、本当にいい方向に皆さんが理解してもらえば、本当にいい方向にみんなで感染対策しましょうていう雰囲気になるかと思うんですが。もし1人でも個人的に誰々て言ってしまったら、もう本当その人は大変なことになりますので。そのあたり本当、太良町で発生したので皆さんで感染防止に努めましょうていう話のほうに皆さんが持っていただければ感染が広がらなくて済むと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○山口委員

今年の冬、また感染症ていうか、はやる可能性があると思うんですけど、ちょっとテレ

ビ見たら、インフルエンザが今年は冬に流行しそうだ。何かその、インフルエンザが5類ですと、コロナ2類ですと。そうなったときに、初期の症状ていうのは、発熱とかほとんど見分けがつかないと思うんですけども、そうなったときに、これはコロナなのかインフルなのかみたいな、それがインフルがどつと来たときに、今の太良病院の体制として、どこまでを対応ができるのかなというの、もしの話で恐縮なんですけど、今もかなり手一杯だと思うんですけど、そうなったときにどういう対応が考えられるのかなと。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今年度インフルエンザがはやるかていうのはちょっと分からないところですが、やはりもうそういうコロナかインフルエンザかて、ある程度どっちかなていう予測がつくのであれば、やはり電話を1本入れていただいて、車待機での検査をしたりとか、今でも小児、小さいお子さんは、アデノウィルスとかインフルエンザとかコロナか、本当にどれかも分からないんですね。だから、その3つの検査を同時にやったりもしています。本当に怪しい場合は、病院の裏のほうに回ってもらって、そういう感染症対策の部屋を1つ設けてますんでそちらで検査をしたり、あとそこがやっぱり混雑したら車で待機をしていただいて、時間になったら来ていただいて検査だけして結果が出て、それに合った薬の処方をして、もう車から降りないで帰っていただくと。そういった対応を今もしています。そこら辺をちょっと充実して行って対応していくしかないのかなとは思っています。

○山口委員

一応裏のほうに感染者用の部屋を置いて、車に乗ったまま対応できるようにされている。でまあそのさっき充実させて、そういうのが起きる場合は、起きてからはちょっと難しいかもしれないですけども、はやるかどうかわからない状態で準備するのも難しいと思うんですけど、それにもし対応するとしたら、どういうところを充実させとかないといけないていうのはありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

やはり外来のスタッフの配置だと思います。先ほど時間を決めてて言ったのは、そういう爆発的な状況になったら、通常の外来、定期的な薬であるとかそういった方がなかなか診にくくなるかと思います。だから、通常の診療はこの時間ですよ、あとウイルス性の疾患の感染が疑われる方この時間に来てください。やはりそういった方を一緒にごちゃごちゃ診ると感染の拡大にも広がりますので、その辺の時間の設定をきちっとして、そこにスタッフを集中させ、感染の拡大を最小限にしながらの診察を行っていく。だから人をやっぱり集中的に通常の外来、あとは時間をずらして感染対策の外来、そういった感じで動かしていければと思っています。

○山口委員

その外来の配置を変えて、さばけるように、それが混在しないように。その初期の症状とかで、オンラインの診療とかっていうのがもしできれば、感染リスクなしで一応診れるとかがあると思うんですけども、そういったツールとかやり方の導入みたいなのは、今のところは必要ないですかね。どうですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

定期的な薬の処方、慢性疾患の方は診療日を1か月置きの人、2週間置きの人を1か月置きにするとか、そういった対策は、前年の緊急事態宣言の前後も行いました。ちょっと処方期間を延ばすとか。そういったところで対策をしたり。あと何やったですかね。（「オンライン診療で」と呼ぶ者あり）オンラインに関しては、すいません、そういった方はやっていけるんですが、新規でやっぱり急性疾患ですよ、コロナかインフルか分からない。そういう方検査しないと何も診断できませんので、やっぱり病院に来ていただくしかありません。

以上です。

○松崎委員

つかぬこと伺いますけど、町の職員、不特定多数と町民いろいろ相談とかなんとか来るんですけども、ワクチン打ってるかどうか、あるいは検査受けて陰性になってるかどうか。その辺は町民がどういうふうな、極端に言えば、何て言うか、ていうのは、年寄りが入院してると引率してきますから、どうしてもこの人がちゃんとワクチン打ってるかどうかというのは分らないじゃないですか。今言われている裏のほうに回らなきゃいけない、車の中で待機する。その辺があるんで、まず町の現状はどういうふうな状態なのか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

ワクチン接種の状況。

○松崎委員

状況と、特に町の職員。

○太良病院事務長（井田光寛君）

一般質問の折にも健康増進課の課長から説明があったと思いますけど、すいません、細かい数字は私頭には入れておりませんが、65歳以上、高齢者は9割近くは接種はされてたと思います。特別に面会を許可する場合とかは、ワクチン接種をしてますかとか、そういったお尋ねはしたりして、確認はしたりはしてる所です。すいません、よろしいですか。

○松崎委員

町では、全員にワクチン接種なり検査なり、そういう指示出されているんですか。年齢も20代から定年間近の人たちは当然ワクチン打つでしょうけど。

○町長（永淵孝幸君）

接種券は全部配ってあります。しかし、するしないは本人の意思ですから、私たちがやっぱい町の職員は絶対打てとかそういうことは言えない。ただ、やはり、もしもしてなかったとき、町民さんと接して何かあった場合困るから、多分職員はほとんど打っているだろうと思います。まだ2回全部は終わってはないと思いますけれども、職員は多分打ちに行ってると思います。よほど何か持病があってどうしても打てないという人は、医師と相談の上でやってるだろうと思いますけれども、打つリスクか打たないリスクかどちらを取るかていえば、今テレビあたり専門の方が言われているのは、やはり打たないリスクのほうが高いと。打ったほうで副反応があって二、三日熱が出たり倦怠感があつたりするけれども、それは二、三日くらいすれば治るから、打たないほうのリスクは高いというなことは言われておりますから、そこら辺は職員も、この前山口議員が……ですけど、中学生あたりは、子供はそこら辺は判断ができないので、親の意見を聞いたり仲間とか話をして、わい打ったとか、うんにゃうちの親が打つて言うけん打たんとさとか、そういう中でしてるとは思いますけれども。職員は多分全部打ってるだろうとは思いますが。まだ今のところ打ったのか何かそこまでは把握しておりません。

○太良病院事務長（井田光寛君）

付け加えて、病院のスタッフに関しては、1名だけ接種控えるという人がいまして、ほか全員打ちました。2回目をやっぱりアレルギー反応があつて打たなかったというのが3名程いたかと思えます。当初、医療人としてみんな打ってくださいねくらいの医療スタッフにはそういった呼びかけで打っていただいた経緯はあります。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに質疑はないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

それでは質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 令和2年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 令和 2 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本日は 6 つの案件を終了しましたので、これにて散会いたします。第 2 日目の明日も 9 時 30 分からの再開です。お疲れさまでした。

午後 2 時 7 分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 川 下 武 則